

○八王子市図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱

平成23年4月1日施行

改正 平成25年8月26日

平成30年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例（昭和59年八王子市条例第35号）及び八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号）に定めるもののほか、図書館資料（電子書籍を除く。以下同じ。）の予約及びリクエストについて必要な事項を定めるものとする。

(予約)

第2条 登録者は、図書館資料が貸し出されている等のために直ちに利用できない場合に、図書館が所蔵する資料（貸出禁止資料及び団体貸出用図書を除く。）の貸出しの予約（以下「予約」という。）をすることができる。

2 予約をしようとする者は、予約・リクエスト申込書（様式）によるほか、電話、図書館利用者端末、インターネットにより、受取場所を指定して行わなければならない。

3 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定するときは、予約・リクエスト申込書又は電話によらなければならない。

(予約者への連絡)

第3条 予約資料の利用が可能になったときは、予約をした者（以下「予約者」という。）へ電子メールにより連絡する。ただし、予約者から連絡不要の申し出があったときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定した予約者へ連絡するときは、電話又は電子メールによるものとする。

(予約の取消し)

第4条 前条の規定による連絡後14日（休館日を含む。）を経過しても予約者が予約資料を受け取らないときは、当該予約を取り消したものとみなす。

(予約資料の督促)

第5条 予約資料が貸出中の場合において、当該資料が返却期限を過ぎても返却されないときは、直ちに督促するものとする。

(リクエスト)

第6条 市内に居住、通勤又は通学する登録者は、図書館が所蔵しない資料の提供を求めること（以下「リクエスト」という。）ができる。

2 リクエストをしようとする者は、予約・リクエスト申込書又は電話により、受取場所を指定してリクエストを行わなければならない。

3 前項に規定する受取場所は、図書館のほか、地区図書室を指定することができる。

4 リクエスト資料の購入の可否又は八王子市図書館以外の図書館からの借受け等の可否については、館長が決定する。

(リクエスト者への連絡)

第7条 リクエスト資料の利用が可能となったときは、リクエストをした者（以下「リクエスト者」という。）へ電子メールにより連絡する。ただし、リクエスト者から連絡不要の申し出があったときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定したリクエスト者へ連絡するときには、電話又は電子メールによるものとする。

(リクエストの取消し)

第8条 前条第2項の規定による連絡後14日（休館日を含む。）を経過してもリクエスト者がリクエスト資料を受け取らないときは、当該リクエストを取り消したものとみなす。

(予約及びリクエストの数量)

第9条 予約及びリクエストができる資料の数量は、別表に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表中、総数上限の規定は、平成23年6月1日（以下「上限適用日」という。）から適用する。

3 上限適用日以後に、別表の総数上限を超えた総数が現にあるときは、当該超えた数の予約及びリクエストについては、なお有効とする。ただし、別表の総数上限を下回るまでは、予約及びリクエストは行えないものとする。

4 当分の間、現に使用しているリクエスト申込書については、第2条第2項規定にする予約申込書として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

予約及びリクエストができる数量

予約・リクエストの方法	資料の種類	1日当たりの数量	総数
窓口（地区図書室を除く。）	図書・雑誌	10冊以内	合計で30冊、 10点以内
	視聴覚資料	3点以内	
電話	図書・雑誌	3冊以内	
	視聴覚資料	3点以内	
インターネット ・図書館利用者端末	図書・雑誌	30冊以内	
	視聴覚資料	10点以内	
地区図書室窓口	図書	5冊以内	

様式（第2条、第6条関係）

予約・リクエスト申込書

カード番号		受取場所	
名前			
連絡方法			
書名		出版年	
著者		出版社	
備考			
図書館使用欄			